

表 面

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第 号</p> <p>商品投資に係る事業の規制に関する法律第30条第2項の規定による立入検査をする職員の身分証明書</p> </div> <p>官 職</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p> <p>発行者 印</p>	<p style="text-align: center;">3 cm</p> <p style="text-align: center;">4 cm</p> <p style="text-align: center;">写 真</p> <p style="text-align: center;">押出 スタンプ</p>
--	---

裏 面

<p>商品投資に係る事業の規制に関する法律抜すい</p> <p>第30条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品投資顧問業者又はこれと取引する者に対し報告をさせ、又はその職員に、商品投資顧問業者の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>七 第30条第1項(第37条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しく</p>	<p>は忌避した者</p>
--	---------------

(備考) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格B7とする。

2. 発行者は、農林水産大臣又は経済産業大臣とする。